

福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
 - B 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
 - C 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていること。
- 以上3つの要件を満たしている必要があります。

C「見える化」要件とは、特定処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、福祉サービス情報公表制度や当法人HPを活用して公表することです。この要件に基づいた当法人の取組みは以下の通りです。

区分	内容
入職促進に向けた取組み	○法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ○研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ○上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ○有給休暇が取得しやすい環境の整備 ○障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	○業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供